

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第24号

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課長等の設置及び職務)	(課長等の設置及び職務)
第4条 課に課長、課長補佐及び係長を置き、主幹、専門員、主査、 <u>主任</u> 及び主事を置くことができる。	第4条 課に課長、課長補佐及び係長を置き、主幹、専門員、主査及び主事を置くことができる。
2から7まで <省略>	2から7まで <省略>
<u>8 主任は、係長を補佐し、及び上司が命ずる事務をつかさどる。</u>	
<u>9</u> <省略>	<u>8</u> <省略>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。